

平等主義的正義志向にとっての教育システム

——システム構成論理の許容閾値に関する一考察——

西 口 正 文*

The Educational System for the Orientation toward Egalitarian Justice :
An Examination into the Permissible Threshold Value of the Logic
Which Constructs the Educational System

Masafumi NISHIGUCHI

構成

0. 序
1. 問い
2. 〈生活の質の担保〉をふまえた生き易さへの注目
3. 自己所有権再考
4. 教育事象に対する潜在能力アプローチの射程
5. 自己所有権から離脱する〈教育(?)〉とは
6. 結びに代えて

0. 序

ひとがそれぞれ、残酷で理不尽な〈運〉によってその生の基本的な質という在り方を左右されることなく、選択意思をはたらかせつつ善き生を追求して行ける、そのための社会構成原理を探究しようとするところに、平等主義的正義の志向が見定められるとするならば、まさにこの平等主義的正義志向からは近代現代社会に深く定着してある教育システムは根本的な懷疑を以ってまなざしを向けられるべき対象として見出されることになるだろう。しかし現状ではそのようなまなざしの顕在化したかたちでの提示が見出され難い。なぜなのか。近代現代社会の教育システムは——(国民国家単位で一応のまとまりを持ちつつも、)世界大に広まり定着したそれらは——、その根底的次元に共通の規範が存在し、その規範に依拠して作動していると想定される。教育システムを作動させるその規範の正当性については、主として“公正なる競争のための条件”が備わっているか否かという見地から、すなわち、教育システムの効果的作動のための条件が整備されているか否かという見地から、既にこれまで問題化された形跡を見出すことができる。とはいえ、平等主義的正義志向という立脚点から教育システムを問題化するという取り組みは、これまでのところはなほだ稀薄である、と見ることができるだろう。教育システムのあり方をそのひとつの焦点に据えつつ、ひとの処遇のあり方を——その基になる

*人間関係学科 教授

規範を——めぐって問題化するということが、平等主義的正義の志向から発して本格的に取り組まれ展開されるためには、その前提としてまず何よりも、ひとの処遇のあり方に密接に関与するであろうシステムと平等主義的正義志向に立つひとの処遇原則との関係を問わなければならず、それゆえに、教育尊重の日常的発想においては自明視されがちな、教育システムの効果的作動のための条件整備という方向に思考を差し向ける傾向を、脱することが必要になるからだ。

一方では、教育という営為をめぐる正当性や平等が教育機会の平等に関する問題圏に留まることになり、他方では、平等主義的正義志向からひとの処遇のあり方をめぐって問いを立てその解を探るという試みは道徳哲学や政治哲学などにおいて取り組まれ、双方の間を架橋する方が探られ交接が試みられることはほとんど無かったように思われる。双方へのそうした分離は克服されるのがよいであろう、とする思考から、この論考は始められる。

1. 問い

本稿における考察が対象とするのは、近代現代社会に定着してある教育システム、なかでも特にそのシステム構成論理、これである。これに向けては、平等主義的正義志向という視座から、正当性を見出すことができるかどうか、もしくは、この視座からはシステム構成論理の許容閾値をどのように見定めることができるか、という問いを設定し、その問いを解明するための思考を展開しようとする。

教育システムの対象化は時として、神秘的な美化が施されて為されることがある。若き世代の成長発達を促し保障しようとするための、おとな世代からの善意に満ちたはたらきかけの仕組みであるのだとして。成長発達は価値あることであり、その価値あることに纏わる諸々の作爲は挙げて善きことだ、とする権威に支えられ漠然としてもある観念のもとで、こうした神秘的な美化への誘惑が生じる。そしてまた、歴史社会的視野から教育システムの演じる人材形成や人材分配という機能を、究極的には正当化できないであろう差異的処遇を社会構成員に対して実行することとして押さえ、そうした不平等処遇を（不当な差別処遇を）ある種の観念操作を通じて隠蔽し続けるための中枢機構であるとして捉えようとする、そのような対象化の仕方に、先ほど述べた観念の影響下にある行為者たちが出会うならば、そのような対象化が教育営為に対する悪意に満ちた一面化の所産だというように、直ちに権威主義的に応じることになりがちだ。いまここに挙げたような、神秘的な美化や不平等処遇への暴露的考察を封じ込めようとする権威づけられた意識は、なぜ広く受け容れられることになるのか？この問いに、前段落で提示した問いはつながりを持つだろう。

教育システムの情況に向けて根底的批判の構えを採って分析する場合に、支配的な政治経済システムの教育に対する期待や要請のありようがクローズアップされることがある。それは思考の進め方として大切なことであり、筆者としてはその思考展開からおおいに学び取るべきだと考える。本稿ではそうした思考展開の意義をふまえつつもしかし、謂う所の支配的な政治経済システムを道徳的に正当化する理説の方にむしろ焦点を合わせようとする。つまり、〈自己所有権〉という論点をめぐって考察を掘り下げようとする。そしてこの考察の掘り下げにあたって手がかりとなしうる先行研究の候補として、まずは、アマルティア・センによって提起されてきた潜在能力概念およびこの概念を軸にしたひとの善き生の追求のためのアプローチに表示される巨大な研究、これを重要視する。さらには、センによるその研究が教育という営みにとって持つことのできる意義について考察された研究にも、目を配ることにする。

ここで本稿のこのあとの内容上の展開を、あらかじめ示しておこう。次節(2)では、平等主義的正義を志向する諸議論の中で〈生活の質の担保〉をふまえた生き易さということがどのような内実をもって注目されてきたのかを、主としてアマルティア・センやジェラルド・コーエンの見解を取り上げることから始めて、説明しようとする。第3節では、本稿において重要視する〈自己所有権〉をめぐる議論の組み立て方を、再考する。第4節では、教育事象に対する潜在能力アプローチがある条件の下ではまり込む陥穽を明らかにするために、センによる潜在能力アプローチが発揮しうる教育上の貢献を高く評価する先行研究を取り上げて、本稿の視座から検討する。第3節と第4節での考察を結びつけるかたちでふまえて、第5節では、自己所有権から離脱する〈教育(?)〉という新たな教育理念の必要性を試論として提示する。

このようにして質的に新たな議論を生み起こそうとする本稿は、既に確立された教育学の思考の枠に留まろうとするのとは方向を異にして、平等主義的正義志向に沿って教育事象を批判的に対象化し、新たな教育理念を摸索しようとする規範理論の性格を帯びたものとなるだろう。

2. 〈生活の質の担保〉をふまえた生き易さへの注目

ジョン・ロールズによる『正義論』の発表(1971年)を契機にして、倫理学や規範的哲学(道徳哲学や政治哲学)の領野を中心にして平等主義的正義志向に向きを採った議論が多様に展開されてきた。ここでは、各人にとっての善き生を追求するための条件の吟味ということがいかにして為され得るかを、検討することにしよう。

ロールズは(よく知られているように)各人にとっての善き生の追求が不平等さを脱して公正に行なわれるようにするための条件として、社会的基本財を平等化するかたちで分配することを提起した。その提起の内容は並外れた熟慮の所産として傾聴にあたいするのであるが、次のような弱点の指摘を招くものでもあった。すなわち、各人の身体のありようや生活環境のありようによって、平等化されて分配される基本財から(その使用や消費によって)得られる効用が著しく相違することになり、その相違が各人の生活の質における大きな格差をもたらすことが起こり得る、という指摘である。この指摘はその内容を組み換えるならば、(社会的基本財の分配の平等化に代えて)各人の効用もしくは福祉の平等化を唱える主張に対しても、それが抱える弱点への留意を促すことになるだろう。すなわち、効用もしくは福祉の平等化を達成することに意識が囚われると、“高価な嗜好”の持ち主と“安価な欲求充足”に慣らされた者との間に起こる、生活の質における大きな格差が受け容れられて済まされる、という点への留意を促すであろう。

ロナルド・ドゥオーキンはいま挙げたような所説に伴う弱点を克服するための議論を提示するかたちで、個人が責任を負うことのできない「環境」と責任を負うことのできる・責任を負うべき「人格」とに区分して、「環境」についての資源の平等化を図るべきだと主張する[Dworkin,R. 2000: 81-83/114-117 (訳書)]。これはよく練り上げられた議論であるが、これへの基本的な疑念としては、人格/環境として峻別されると見做されている切り口が妥当か否かという点について疑念が払拭されない。すなわち、「人格」に含み込まれる(とドゥオーキンが言うところの)「意思」や「選好」が必ずしも当人の責任を負うべき事柄で無い場合があり得るのではないかと、という点での疑念も残るだろう。同様に、自ら引き寄せはまり込んでゆく「環境」が想定できもするのではないかと、という点での疑念も残るだろう。また別の視角から深慮された所産としてのリチャード・アーヌソンの所説[Arneson,R.J. 1990]に配視す

るならば、各人の生活の質を担保しつつ同時に各人の主体的に（主観的に）獲得することになる福祉（や効用）を重視する方略が、平等化すべき単一の指標として「福祉のための機会（の平等）」を提起した上で、平等化された「福祉のための機会」集合から各人の選択意思の発揮の場面を確保する、というかたちで表わされる。この説においては、個人の責任に帰着しない要素を識別し調節した上で平等化された「福祉のための機会」集合を提起することになっている。この平等化をもたらすための識別や調節という作業過程で困難が随伴することになるが、各人にとっての生活の質の担保と、各人にとっての善き生の主体的な追求と、これら双方の両立のための理路が示されているという点で、意義を持つはずだ。

いまここまで挙げていくつかの議論からの影響を受ける中で提示された平等主義的正義志向の注目すべき理説が、アマルティア・センによる「基本的潜在能力の平等化」説である。この理説において平等化すべき単一の指標として想定されているのが、「基本的潜在能力」である。ここにいう潜在能力とは、《財（もしくは資源）と効用（もしくは福祉）との間にあって働く力＝諸機能の集合》を可能態として指し示す概念のことだ。このような潜在能力を、就中、基本的潜在能力を、センが重要視して提起するのは、およそ次のような理由による。ひとの生活の質を担保するためには、（上述の意味規定のもとで言い表わされる）「諸機能の集合」ではなくて、諸機能の集合という現実態に形象化されるより以前に・より基層に位置づく「基本的潜在能力」が、各人に備給される必要がある。ここで留意されるべきなのは、そうした備給の下での結果として各人の幅をもった生活の質が一様にパターナリスティックに現実化するわけではなくて、各人の自律的な意思決定作用がはたらき次々に選択行為が継起することによって、多様な善き生の追求がなされ得ること（あるいはまた、善き生を破壊する行路をも採り得ること）である〔Sen, A. 1980/1989（訳書）〕。センは、担保されるべき生活の質を具象的實際的に表現しているわけではないけれども、「潜在能力の平等化」ではなくて「基本的潜在能力の平等化」をこそ唱えようとするという意図に、生活の質の担保をふまえて善き生の追求条件を平等化すべきだという根幹を成す主張が読み取られる。

センによって提示された理説の意義をことのほか重大なものとして受け留めつつ、ジェラルド・コーエンは潜在能力概念の曖昧さを指摘する。ある個人にとっての潜在能力とは、（センが言うように一応のところ）《財（もしくは資源）と効用（もしくは福祉）との間にあって働く力＝諸機能の集合》を可能態として指し示していると捉えるにしても、しかも、基本的潜在能力の平等化のためには財（もしくは資源）が補償されて然るべきだと考えられる場合がある（通常の場合はそうである）にしても、発揮される能力としてはその個人の身体に蓄積されて備わった能力が発揮されると捉えられるべきなのか、それとも、その個人がかかわり合う他者（たち）の能力が（その個人にとっての福祉を）支援するかたちで発揮されることも含めて捉えられるべきなのか、という点における曖昧さである〔Cohen, G.A. 1989 : 944, 1990 : 367-374〕。基本的潜在能力の平等化を実現するためには上記のうちの後者の捉え方を明確に打ち出すことが必要だ、とするのがコーエンの主張となる。コーエンによるこの主張は、平等主義的正義志向に基づいて〈生活の質の担保〉をふまえた生き易さのための条件を探ろうとする視座にとっては、きわめて重要な内容である。コーエンは自らの論立てにおいては、この主張を中心に据えるところの、「生き易さへの接近条件の平等」（equality of access to advantage）化と名指す見解を提起している。その見解は自己所有権に依拠した能力把握を端的に斥ける内実であり、いわば「能力の共同性」——さまざまひとのさまざま能力を行使して生じる便益を、各人にとっては基本的な生活の幅・生き易さに接近するために共に利用し得る関係を志向

する、という含意での、能力利用機会の共有・共同性——という把握◆¹⁾に依拠した平等主義的正義志向の展開をねらうものである。

3. 〈自己所有権〉再考

この節では、本稿において重要視する〈自己所有権〉(self-ownership)をめぐる議論の組み立て方を、再考する。平等主義的正義志向を妥当な根拠に基づいて議論の基本的な構えとして採る場合に、ジョン・ロックによる所有論に依拠して(ロバート・ノージックに代表される)リバタリアンの主張に見て取られるところの、自己所有権に密接不可分にかかわって提示される命題(——以下ではこれを「自己所有権命題」と呼ぶ)は、一見したところその批判的乗り越えが難しくないように思われはしても、立ち入って考え詰めようとする際には、その批判的乗り越えが容易でないことに気づかされる◆²⁾。以下では、自己所有権という概念や自己所有権命題のそれなりの説得性に対する十分な把握をふまえて構成された、福間聡による論考[福間2001]を手がかりにしつつ、本稿の問題関心から見て示唆を汲み取ることのできる論点を中心にして、自己所有権を再考する。

3-1. 「自己の能力」についての分析と捉え直し

リバタリアンがほかの何よりもまず重視して依拠するロックの所説の核心部分は、次のところにある。

ひとはだれでも自分自身のパーソン(person)については所有権をもっている。これには、彼以外のなんびとも、なんらの権利も持っていないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるとよい。[Locke, J. 1690, sec27]

ここに謂う所の「パーソン」とは、(福間が説明するように、)「人格」を意味してもいるし「身体」を意味してもいる。そしてこの「人格」・「身体」の統合態に備わっていると見做す能力に対しては、とくに労働能力に対しては、そのひとが所有権を持つと考えられている。いま挙げたロックの所説のすぐ次に続く部分では、次のように述べられている。

彼が、自然に備えそこにそれを残しておいたその状態から、取り出すものはなんでも、彼が自分の労働をまじえたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに付け加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである。それは彼によって、自然がそれを置いた共有の状態から、取り出されたから、彼のこの労働によって、他の人々の共有の権利を排斥するなにものが、それに附加されたのである。この労働はその労働をなした者の所有であることは疑いを入れないから、彼のみが、己の労働のひとたびくわえられたものに対して、権利を持つのである。少なくともほかに、他人の共有のものとして充分なだけが、また同じようによいものが、残されているかぎり、そうなのである。[ibid.]

この引用箇所からは明瞭に、(労働)能力の行使によって得られた所産や便益に対して、その能力行使をした当人が排他的所有権を持つべきことが、述べられている。この論脈は妥当なものとして受容できるか、と問うならば、なにか大切ところで短絡があると感じられる。そ

の短絡について、福間が説得的に論じているところに、注意を向けてみよう。

まず福間はひとの能力を一様に捉えて済ますのではなく、その保有形態の相違によって「固有能力」と「外因性能力」とに大別するかたちで示差的に捉えるべきこと^{◆³⁾}を打ち出している。固有能力とは、ひとの生存にとって必要不可欠な能力のことであり、「通常どのような人間においても一定程度備わっている、人間の本質的な (intrinsic) 能力である」。それに対して外因性能力とは、「それが置かれている環境によってその〈価値や意味内容〉が変化するという点で、そしてその (経済的) 価値は社会の制度や文化を媒介にした他者の欲求・選好に負っているという意味において文脈的」依存的である能力のことだ。また別様には、「固有能力がさらに展開された能力であり、市場において需要がある能力、すなわち『労働力』とも定義しうる」のが外因性能力だとされる [福間2001: 52-53]。つまり、それぞれの保有形態としてあらためて言えば、固有能力を各人は本質的に——意識作用の介在を超えて——備わってしまっているという形態を以って保有する、のに対比して外因性能力を各人は、意図的に形成する試みを為しはするが、それぞれの意思による制御を超えて社会的文脈に依存する部分や要素が多分に介在する形態を以って、保有するのである。

したがって、各人に本質的に備わっている固有能力については端的に各人に帰するのであって、その行使による便益を所有するとか所有しないとかを議論する対象としてはそもそもなじまない (適格性を欠く) のである。言い換えれば、他者からの侵害が許容され得ないものである。外因性能力については、その行使による便益の当人による所有可能性を考えるための筋道が少し複雑になるのだが、その要諦に関する福間による説明を引用しよう。「この能力を行使することと、その行使から利益を得ることの間には〈他者〉が介在しており、この他者の〈欲求〉によって利益をうることが可能となっている。」 [ibid.: 55] ただし、ここに言う〈他者〉とは、市場での商品交換を通じて利己的に振舞う行為者のことではなくて、(自己との間で) 互いに尊厳なる存在者として遇し合うべき、単に手段としてでなく常に同時に目的自体として遇し合うべき、道徳的關係を以って結びつくと思定されるひとのことである。つまり、外因性能力は (もまた) もともと当人の制御下に形成されたものではないのだから、かつまた、外因性能力を行使した結果に対する価値評価は社会的文脈に依存して規定されてくるのだから、外因性能力をひとつの要因としてもたらされる便益とは、当人がそれを排他的に獲得できるわけではまったくなくて——それゆえ、外因性能力に対して所有権という概念を適用しようとするのは妥当性を欠くことであって——、むしろ道徳上の〈他者との互惠的依存関係〉 [ibid.: 55] からこそその便益が導出される、とする捉え方が妥当するのだ。

3-2. 能力行使による便益の共通使用の可能性

ここで第一に問うてみるべきなのは、外因性能力における恵まれ度合の相違をどのように認識するのが的確なのか、という点である。「自己の能力」を分析的に捉え直すために辿った前項 (3-1) での叙述から確認できたのは、次の㉔と㉕である。㉔：外因性能力の形成が当人による制御の効く枠組内に収まらないこと。㉕：道徳上の〈他者との互惠的依存関係〉をまず何よりも先んじる前提に据えるという条件下で、外因性能力の行使から導出される便益が規定されること。これら㉔と㉕のゆえに、外因性能力における恵まれ度合の相違を当人の責任として扱うことはできない。それゆえに、自己所有権命題を受け容れるわけにはいかないことが、認識される。第二に問うてみるべきなのは、固有能力の欠損をどのように認識するのが的確なのか、さらには、この欠損にどのように対応するのが妥当だと判断するか、という点である。固

有能能力は端的に各人に帰するのであるから、固有能力とそれが帰する各人との表層の(浅薄な)関係に限ってみるならば、そこでは自己所有権命題を斥ける必要はないように思われる。ところが、ある個人の固有能力に欠損がある場合には、その個人の固有能力および外因性能力の全体と、他者(たち)の外因性能力と、これら双方の関係については自己所有権命題の受容を以ってでは不合理を来たす。というのは、まず、固有能力の形成について本人が責任を負い得ないから。規範的に思考するならば、欠損がある個人に向けて、他者(たち)の外因性能力の行使から得られる便益の提供が為されるべきだ、という判断に到るであろう。この判断は、欠損があろうとなかろうと、ひとが善き生を求めて生きるのがよいことだ、とする規範的な態度、および、道徳上の〈他者との互惠的依存関係〉を前提としてその中で各人にとっての善き生の追求が為されて然るべきだ、という規範的な思考、これらを契機とすることによって、もたらされる。この判断の規範的正当化は、前節での考察と関連づけて、次のように説明することもできるだろう。すなわち、固有能力の欠損はそのままでは生活の質が担保されない事態を意味する。この放置し得ない事態を克服するために、平等主義的正義を志向する視座から〈生活の質の担保〉をふまえた生き易さをもたらすための規範的筋道として言及した、アマルティア・センによる「基本的潜在能力の平等化」やジェラルド・コーエンによる「生き易さへの接近条件の平等化」に依拠して◆⁴⁾、他者(たち)の外因性能力の行使から得られる便益が提供されるべきだ、という判断が正当化されるはずである。

叙上の議論を経てあらためてここで強調する必要があるのは、次の二点である。第一に、自己所有権概念および自己所有権命題を規範的な態度と思考において受容することができないのは、ひとがだれもが善き生を求めて生きるのがよいことだとするならば、各人にとっての〈生活の質の担保〉をふまえた善き生の追求が道徳上の〈他者との互惠的依存関係〉を前提としてその中でなされるべきであるにもかかわらず、自己所有権概念および自己所有権命題がそれに背反する意味志向をもつからである、という点。第二に、固有能力(という位相)についてはその性質上、各人に端的に帰するのであるからして、その身体および生自体に関する状態感受と言ひ配慮と言うものはまずなによりもその本人がよく為し得ることであって、そのことが各人にとっての〈生活の質の担保〉をふまえた善き生の追求に際して重んじられるべきことになる、という点。前節と本節での考察をふまえて次節では、教育事象に対して、平等主義的正義志向に基づく規範的な視軸を差し向けることにする。

4. 教育事象に対する潜在能力アプローチの射程

この節では、アマルティア・センによる潜在能力という概念やこの概念に基づく善き生へのアプローチが教育という事象のもつ意味や価値およびその改善に対して、どのように関連づけられるのか、そのことについて検討した数少ない研究のひとつである、マドカ・サイトウ「教育に対するアマルティア・センの潜在能力アプローチ」(2003年)(……以下ではこれを、[マドカ・サイトウ2003]と表記する)を対象化して、その意義および限界について、本稿の問題設定に即して考察する。

4-1. 教育事象への潜在能力アプローチの適用可能性とは

[マドカ・サイトウ2003]では、潜在能力アプローチの教育に対する貢献の二側面が検討されている。そのうちの側面は、国際連合開発計画において唱えられてきた人間開発指標(Human Development Index)がいかにして教育の重要性を強調してきたのかという点、この

点についての検討である。すなわち、人間開発指標が教育の重要性に向けるひとびとの関心を導くことによって多大なる貢献をしてきたこと、さらに、現状では人間開発指標の内に包含された教育上の達成はただ単に成人の身につける読み書き算という基本的能力の度合と就学者の割合だけに留まっているので、ひとの善き生という目的に向けて教育上の達成をもっともよく結びつけることのできる適切な諸機能を決定するためには、よりいっそうの調査研究が必要とされていること、これらが論じられている [マドカ・サイトウ2003:24]。

また他の一側面は、教育が手段的な価値（道具的な価値）と本質的な価値との双方を含み持つという事実を、ひとの潜在能力という概念がいかんにして焦点に持ち来たすのか、についての検討である。この検討においてはまず、センが「人的資本」と「ひとの潜在能力」との間の関係を議論する脈絡において、前者が生産能力の可能性を増大している行為主体という位相に関心を集中させようとしており、それに対して後者は価値づけるに足る理由をもつ生活を送ることができ、ほんものを選択する力を高めることができもする、そのようなひとの能力という位相に——実質的な自由という位相に——、関心を集中させようとしていること、そのことをふまえて、以下の事柄が強調して示されている。教育がすぐ上に記したことどどのように関係してくるか、と言うと、（センも述べているように）教育はひとつの面から見れば、人的資本を蓄積し増大させる役割を果たす、つまり、（商品-貨幣-資本）市場での意味連関に繋ぎ留められてではあれ、）生活の幅を拡張し得る諸機能の集合を豊富化する役割を果たすとともに、また別の面から見れば、ひとの潜在能力を拡張する役割を果たしもする◆⁵⁾。潜在能力の拡張ということの中には、現にそれを行使用することに有益性を認めることのできるさまざまな力を培うことも——その主要なかたちのひとつが人的資本の形成として表わされるところのそのこと——含まれる。教育はそのさまざまな力のひとつひとつを個々のこどもの身体に培うことにおいて、手段的な価値を持つ。そしてまた教育は手段的な価値として培われ増強されるさまざまな力をどのように用いることが（他者たちとの関係のもとにあるところのひとの善き生、これを追求していく上で）正しいのかについて、価値判断する能力を個々のこどもの身体に培うことにおいて、本質的な価値を持つ [マドカ・サイトウ2003:25ff.]。若干の敷衍をするならば、人的資本の蓄積・増大という役割に対応すると見做される、資本制世界における教育の手段的な価値が、ひとの善き生の追求にとって選択できる諸力・諸機能の幅（生活の幅）を上げ自由度を高める、という意味での価値を、指し示している。他方の、教育の本質的な価値が指し示しているのは、備給された諸機能の幅という選択肢の中から（生活のさまざまな場面状況において）実践理性を働かせ自律的な価値判断に導かれて選択する——純粹実践理性に基づく自律性を帯びた選択を行なう——能力を高める、という意味での価値を指し示している。

教育の演じる役割を潜在能力との関係においてこのように捉えることができるならば、潜在能力アプローチがただおとなにとっての善き生に対してのみ適用できるアプローチなのではなくて、その将来に向けての生の形成や方向づけという視座からはこどもにとっての善き生に対してもまた適用できるアプローチなのだ、という点にも、この研究では言及されている [マドカ・サイトウ2003:25-26]。かくしてこの研究は、アマルティア・センによる潜在能力概念およびそれによるアプローチの教育事象に対する適用可能性をきめ細かに検討している、という積極面が確認されるのである。

4-2. 教育概念の閉域によるアプローチの限界

前項（4-1）で確認した事柄と、第2節と第3節で展開したところの、ひとの善き生——生

活の質の担保をふまえた生き易さ——に向けての平等主義的正義志向という視座からのまなざしとを、対比するならば、質的な隔たりが見出される。こどもにとっての将来の善き生の追求という目標に向けて潜在能力アプローチが教育事象に適用され得る、と主張する際に[マドカ・サイトウ2003]では、個々のこどもの身体においてこそ、行使することに有益性を認めることのできるさまざまな力を培うこと、および、培われ増強されるさまざまな力をどのように用いることが正しいのかについて価値判断する能力を培うこと、これら双方が意図的計画的に企てられるべきだとするところに、主眼が置かれている。こうした主眼の置き方を、そこに内在する教育概念のありように照準して見るならば、個体身体に還元される能力を発達させるという伝統的な（通念化されてある）教育概念が浮き彫りにされてくる。つまり、センによる潜在能力概念から汲み取ってきたサイトウによる研究の主眼は、教育概念の閉域によるアプローチとなる性質を帯びている。

そしてそこには重大な限界が随伴することになるだろう。すなわちそこにおいては、さまざまな教育的はたらきかけにもかかわらず、「行使することに有益性を認めることのできるさまざまな力を培うこと」ができない身体は望ましくない身体＝個人と見做されることになるだろう。そのことは、自己所有権に制御された能力主義によるひとの評価基準から離脱することの困難をもたらすはずだ。それゆえにそのことは、第3節最終箇所でも主張したところの、他者（たち）の外因性能力の行使から得られる便益が提供されるべきだ、という判断が生かされずに葬られることになり、各人にとっての〈生活の質の担保〉をふまえた善き生の追求が道徳上の〈他者との互恵的依存関係〉を前提としてその中でなされるべきだ、とする判断も葬られることになる、という帰結を含意している。

4-3. 教育システム構成論理の許容閾値の問題化へ

この節での考察の対象としている[マドカ・サイトウ2003]には、教育事象の現状に対する強い改善志向が見られる。謂う所の、センによる潜在能力アプローチの適用方法は、この改善志向を原動力にして描き出されている。しかしながら前項で見たように、通念化された閉域に教育概念が納まり続けるために、センから汲み取ることもできるはずの、生き易さへの接近条件の平等化という志向が、[マドカ・サイトウ2003]ではまともなかたちでは展開されずに矮小化された展開の仕方を以って済まされることになる。

こうした展開を採らせることになる理由を探るとき、マドカ・サイトウによる議論の結構がその理由として見出される。その議論の結構とは、教育システム構成論理を問題化することなく———ということ、全体社会の構成論理を問題化することもなく———所定の教育システム内における構成要素である“児童・生徒”や“教員”の各々の能力を向上させるための方途とはどうであるか、というシステム内に限定された問題設定の下に議論を進める、というものになっている。システム構成論理の許容閾値については問題化を避けるかたちで、所定の教育システム構成論理が自明視されて議論が運ばれる場合に、センによる「基本的潜在能力の平等化」という表現に要約されるところの根底をなす問題意識との間で、意味ある対話を生み出すのが困難になる、ということは、考えてみれば必定のことなのであった。

5. 自己所有権から離脱する〈教育(?)〉とは

第3節での考察は、ひとの善き生のあり方をめぐる規範的な思考を透徹させようとする探究的議論の構制からは自己所有権および自己所有権命題を斥けることにならざるを得ない、とす

る先行研究の結論が妥当であること、これを確認することになった。ところが第4節で対象化した、潜在能力アプローチと教育事象との相互関連に関する有力なひとつの先行研究においては、自己所有権を前提として受容するという地盤の上に（しかも潜在能力アプローチによって触発される事柄を活かそうという意識の下に）ひとの善き生の追求に繋がる教育を明らかにしようとする脈絡において、教育概念が想定され使用されていた。そのことはまた、この先行研究において選び取られていた問題設定が、既に述べたように、個体身体に還元される能力を発達させるという伝統的で通念化されてある教育概念に依拠するかたちで組み立てられていたことを、意味する。

では、自己所有権を前提として受容するのではない思考地盤の上に生み出される教育とは、果たしてどのような関係行為でありどのような社会的営みである、と説明することができるのだろうか？そのことを考察する段である。言い換えれば、自己所有権から離脱する教育とは、という問いに対する解を探ろうとする段である。なお、自己所有権から離脱するような意味世界での自主的共同的人間形成を支え合う関係行為や社会的営みのことを名指すにあたって、「教育」という語が適合するの否かという点について、判然としないので、以下では〈教育(?)〉と名指すことにする。

通念化されてある教育概念は、(第3節と第4節第2項での考察をふまえて言えば) 外因性能力に対する自己所有権という不合理な概念的要素と接続する内包を以って、成り立っている。この教育概念の支配する思考空間では、次のように事態が運ぶ。たとえ潜在能力アプローチを採り入れたとしてもその採り入れ方が十全ではない仕方に留まることになり——その平等主義的正義志向を欠落させて、行為能力・生産機能の拡張や価値判断能力の向上を教育技術的に図るに留まることになり——、道徳上の〈他者との互恵的依存関係〉を前提としその中で新たに概念構成される〈教育(?)〉を媒介にして各人にとっての善き生の追求が為されて然るべきだ、とする規範的な思考が、この空間では導き手とならないがゆえに、利己的な競争性が効力を揮うことになる。そして各人の身体に帰結として備わった諸能力のありようによって、各人への価値評価がなされることになる。

自己所有権から離脱して新たに概念構成される〈教育(?)〉とはどのような関係行為であるのか、これを暫定的に述べるとすると、さしあたり次のようになる。固有能力の欠損に対する認識が、身体と能力との結びつき方の偶有性を意識化する出発点となり、ある一定の生活空間の中で、固有能力の欠損を抱えたひとの基本的な「生活の幅」が当人にとって体得され続けるようにめざし、同時に、他の(固有能力の欠損をまぬかれた)ひとたちからの便益提供がなされるようにめざし、そのようにめざすことが規範的に正当化される、ということをとともに学び合って生きる、そのような関係行為のこと。外因性能力における恵まれ度合の相違に対しても、身体と能力との結びつき方が当人の制御可能域を超えている点への認識を基本に据えて、ある一定空間の中での必要に応じた便益提供と便益享受が行なわれるという関係行為のこと。そしてまた、〈他者との互恵的依存関係〉をいっそう豊饒化することをめざして外因性能力の獲得や向上を意図する取り組みが、自律性を支えとして奨励され合う、という関係行為のこと。もちろんこれらは最初の試みとしての提起に過ぎず、改変や修正がなされるべき内容である。

6. 結びに代えて

叙上の行論を以って本稿が主張しようとしたことを、ここに集約するかたちで述べ直しておこう。最終的に本稿は、アマルティア・センやジェラルド・コーエンの到達した平等主義的正

義志向に拠って立つ規範的な思考に導かれて、新たな意味世界での〈教育(?)〉(のあり方)を、そしてまた〈教育(?)〉システム(の基軸論理)を、描こうとする試みを提示した。積極的に採用するにあたいする規範的思考とは、さまざまなひとのさまざまな能力を行使して生じる便益を、各人にとっては基本的な生活の幅・生き易さに接近するために共に利用し得る関係を志向するという含意での、能力利用機会の共有・共同性という把握に依拠した平等主義的正義志向の展開をねらう思考である。この思考に照らせば、近代・現代社会における通用性を発揮しがちな自己所有権という概念や自己所有権の肯定視に基づく命題が妥当性を欠くことが洞察される。そうであるならば、アマルティア・センによる潜在能力概念を教育事象の考察に適用するにあたって、通念化されてある教育概念に即して議論を進めようとする、その議論は自己所有権に制御された能力主義によるひとの評価基準から離脱し難い性格をもつことになる。よって、新たな〈教育(?)〉の描出は(あくまで試論のかたちで)、さまざまなひとのさまざまな能力を行使して生じる便益を、各人にとっては基本的な生活の幅・生き易さに接近するために共に利用し得る関係を志向するという含意での、能力利用機会の共有・共同性という捉え方を、正しいとして、その捉え方を基本的な水準で実践するところの、自主的共同的人間形成を支え合う関係行為や社会的営みのことである、というかたちで為されたことになる。

【註】

- 1) この把握は、かねてより竹内章郎が提起してきたことである [竹内1993など]。ここで見落としてならないのは、竹内が自らの著作の中で、「能力の共同性」把握と通じ合う問題化感覚がコーエンに見出され、その問題化感覚はさらに(コーエンに比べるとかなり曖昧化され稀薄になっているとはいえ、)センにも探り当てることができる、と記している点だ [竹内1999: 187-190]。
- 2) このことに関しては、別稿 [西口正文2011: 50] で言及したので、参照されたい。
- 3) ここに謂う所の区分は、実体的な区分ではなくて関係的な位相に注目した区分である。
- 4) 第2節の本文中で叙述したように、コーエンは明瞭に、他者の能力行使による便益提供が必要であると主張し、そのような含意を、センによる潜在能力概念やそれに基づく平等主義的正義へのアプローチが本来持っているはずだ、と考えている。その点に関するセンによる反応は、コーエンによる見解を肯定し受容している [Sen, Amartya 1993: 43-44]。
- 5) この役割として、センに依拠してサイトウが挙げているのは、読むこと、コミュニケーションすること、議論すること、より豊富な情報をもとにして選択すること、よりいっそう真剣な態度を以って他者たちに(他者たちとの関係形成を)受けとめられること、等々において、教育からひとが利益を得るということである [マドカ・サイトウ2003: 24]。

【文献】

- Arneson, R.J. 1990. "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare", *Philosophy and Public Affairs*, Vol.19, No.2
- Cohen, G.A. 1989. "On the Currency of Egalitarian Justice", *Ethics*, 99
- Cohen, G.A. 1990. "Equality of What?: On Welfare, Goods and Capabilities", *Recherches Economiques de Louvain*, 56 (3-4)
- Dworkin, Ronald 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press
(→ロナルド・ドゥオーキン (小林公・大江洋ほか訳) 2002『平等とは何か』木鐸社)
- Locke, John, 1690 *Two Treatises of Government*, London
(→ジョン・ロック 1968 (鶴飼信成訳)『市民政府論』岩波書店)
- Rawls, John, 1971 *A Theory Of Justice*, Oxford University Press

西 口 正 文

- (→ジョン・ロールズ 1979 (矢島欽次監訳)『正義論』紀伊国屋書店)
- Saito, M. 2003. "Amartya Sen's Capability Approach to Education: A Critical Exploration", *Journal of Philosophy of Education, Vol.37, No.1*
- Sen, Amartya 1980, Equality of What?, S.McMurrin (ed.) *Tanner Lectures on Human Values, Vol.1*, Cambridge University Press
- (→アマルティア・セン「何の平等か?」(アマルティア・セン / 大庭健・川本隆史訳1989『合理的な愚か者』勁草書房, 所収))
- Sen, Amartya 1993, Capability and Well-being, M. Nussbaum & A. Sen (eds.) *The Quality of Life*, Clarendon Press
- 福間聡2001「自己所有権から自己所有へ——二つの能力概念の差異に基づいた転換——」(『イギリス哲学研究』第24号)
- 西口正文2011「人倫をめぐる理性についての序論——〈自己所有権〉から〈自由の平等〉へ——」(『人間関係学研究』第9号)
- 竹内章郎1993『「弱者」の哲学』大月書店
- 竹内章郎1999『現代平等論ガイド』青木書店